

林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱</p> <p>（通則）</p> <p>第1 <u>カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するために都道府県、市町村（以下「地方公共団体」という。）及び民間団体等が行う事業に対する、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p><u>（事業の趣旨）</u></p> <p>第2 <u>戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。</u></p> <p><u>（対策の内容）</u></p> <p>第3 （略）</p> <p>2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。</p> <p>（1）林業・木材産業成長産業化促進対策</p> <p>① 持続的林業確立対策</p> <p>② 木材産業等競争力強化対策</p> <p>③ 林業成長産業化地域創出モデル事業</p> <p>（2）林業イノベーション推進総合対策</p> <p>① 森林資源デジタル管理推進対策</p>	<p>林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>第1 <u>森林の経営・管理を意欲と能力のある林業経営体に集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために都道府県、市町村（以下「地方公共団体」という。）及び民間団体等が行う事業に対する、林業成長産業化総合対策補助金等（以下「補助金等」という。）の交付については、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（交付の対象及び補助率等）</u></p> <p>第2 （略）</p> <p>（新設）</p>

- ② スマート林業実践対策
- ③ 先進的造林技術推進事業
- ④ 林業への異分野の技術等の導入促進事業
- ⑤ 早生樹等優良種苗生産推進対策
- ⑥ 戦略的技術開発・実証事業

(3) 木材の安定供給・利用拡大対策

- ① 建築用木材供給・利用強化対策
 - ア 都市の木材利用促進総合対策事業
 - イ CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 - ウ 建築用木材供給強化促進事業
- ② 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 非住宅建築物等木材利用促進事業
 - イ 「地域内エコシステム」推進事業
 - ウ 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
 - エ 「クリーンウッド」普及促進事業
 - オ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策

(4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

- ① 経営モデル実証事業
- ② 「新しい林業」経営支援事業
 - ア 森林プランナー育成対策
 - イ ICT技術活用促進事業
 - ウ 林業労働安全強化対策

(5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

- ① 国民参加の植樹等の推進
 - ア 国民参加による植樹等の推進対策
 - イ 全国規模の緑化運動の促進
 - ウ 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業
- ② 「木づかい運動」の促進
 - ア 優れた地域材製品等の顕彰事業
 - イ 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開
 - ウ 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

(6) 林業・木材産業金融対策

- ① 林業施設整備等利子助成事業
- ② 林業信用保証事業
 - ア 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
 - イ 保証活用支援事業
 - (ア) 災害復旧支援タイプ
 - (イ) 木材安定供給支援タイプ

(ウ) 事業承継・創業等支援タイプ

(エ) 事業再建支援タイプ

ウ 木材産業等高度化推進資金事業

エ 経営改善発達支援事業

3 前項に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるとおりとする。また、補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

(1) 林業・木材産業成長産業化促進対策：別記1

(2) 林業イノベーション推進総合対策：別記2

(3) 木材の安定供給・利用拡大対策：別記3

(4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策：別記4

(5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策：別記5

(6) 林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）：別記6

(7) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）：林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）

4 前項に定めるもののほか、別記1の第1の災害等緊急に対応するための事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表1の区分の欄に掲げるIからVIまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Iの1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

第5・第6 (略)

(交付決定の通知)

第7 大臣等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

第9 (略)

(債権譲渡等の禁止)

2 補助対象経費等の区分及びこれに対する補助率等は、別表1に定めるところによる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項に定めるもののほか、実施要綱別記1の第1の災害等緊急に対応するための事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表1の区分の欄に掲げるIからVまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Iの1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

第4・第5 (略)

(交付決定の通知)

第6 大臣等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者等は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

第8 (略)

(債権譲渡等の禁止)

第10 補助事業者等は、第7第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額等の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) (略)
- 2・3 (略)

第12～第15 (略)

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき(第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるIVの2の(1)の事業にあっては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日)までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第17 大臣等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及

第9 補助事業者等は、第6第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) (略)
- 2・3 (略)

第11～第14 (略)

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき(第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるIIIの1の(2)の事業にあっては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日)までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第16 大臣等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及

び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第18 大臣等は、日本国外における補助事業等の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金等を交付する場合であつて当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者等に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第1項による実績報告書において、補助金額等から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者等は、補助事業等完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第3項に準じて大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第19 補助事業者等は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があつたこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 大臣等は、第11第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 補助事業者等が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合

(3)・(4) (略)

(5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を間接補助事業等以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(額の再確定)

第17 補助事業者等は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があつたこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 大臣等は、第10第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 補助事業者等が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(3)・(4) (略)

(5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第21 (略)

(財産の処分の制限)

第22 (略)

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

3・4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

(1)・(2) (略)

6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

第23・第24 (略)

(補助金等の経理)

第25 (略)

2 (略)

3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第26・第27 (略)

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第28 補助事業者等は、間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(4)に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に

第19 (略)

(財産の処分の制限)

第20 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

第21・第22 (略)

(補助金等の経理)

第23 (略)

2 (略)

3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前三項及び第24に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第24・第25 (略)

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第26 補助事業者等は、市町村以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(4)に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に

する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア・イ （略）

(3)・(4) （略）

(5) 市町村以外の間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」（別記様式第11号）を添付しなければならない。

2 （略）

3 補助事業者等が民間団体である場合であって、地方公共団体である間接補助事業者等に補助金を交付するときは、間接補助事業者等に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調査を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 （略）

5 補助事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。

6～8 （略）

（電子情報処理組織による申請等）

第29 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による事業遅延の報告、第14の規定による状況報告、第15の規定による概算払請求、第16第1項の規定による実績報告、第16第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第22第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2・3 （略）

4 補助事業者等が第1項の規定によりシステムを利用する方法により交付申請等を行う場合

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア・イ （略）

(3)・(4) （略）

(5) 間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」（別記様式第11号）を添付しなければならない。

2 （略）

（新設）

3 （略）

4 補助事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。

5～7 （略）

（電子情報処理組織による申請等）

第27 補助事業者等は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による事業遅延の報告、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、第15第1項の規定による実績報告、第15第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第20第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2・3 （略）

4 補助事業者等が第2項の規定によりシステムを利用する方法により交付申請等を行う場合

<p>は、システムのサービス提供者が別に定める利用規約に従わなければならない。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第30 本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。</u></p>	<p>は、システムのサービス提供者が別に定める利用規約に従わなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(別記1)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>林業・木材産業成長産業化促進対策</u></p> <p><u>第1 事業の内容</u></p> <p><u>本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（林野庁長官が別に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。</u></p> <p><u>1 持続的林業確立対策</u></p> <p><u>間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援</u></p> <p><u>2 木材産業等競争力強化対策</u></p> <p><u>1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援</u></p> <p><u>3 林業成長産業化地域創出モデル事業</u></p> <p><u>地域の森林資源を循環利用することで、地元へ利益が還元され、その活性化に結びつくモデル的な取組に対する支援</u></p> <p><u>第2 事業構想、地域構想及び事業計画の作成等</u></p> <p><u>1 事業構想、地域構想及び事業計画の作成</u></p> <p><u>都道府県知事は、第1の1及び2の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。</u></p> <p><u>また、第1の3の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

2 事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

4 事業構想等の変更

(1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1から3までの規定を準用するものとする。

(2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。

(3) 林野庁長官等は、(1)及び(2)の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるることができるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第1の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第4 達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第5 事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

- 1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。
- 2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

- 1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

(別記2)

林業イノベーション推進総合対策

(新設)

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 森林資源デジタル管理推進対策

2 スマート林業実践対策

3 先進的造林技術推進事業

(1) 低コスト造林モデル普及促進事業

ア 地域の実状に応じた実証的造林

イ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証

4 林業への異分野の技術等の導入促進事業

5 早生樹等優良種苗生産推進対策

(1) 指定採取源の拡大

- (2) 早生樹母樹林の保全・整備
- (3) エリートツリー等の原種増産技術の開発
- (4) 採種園等の造成・改良等
- (5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組
- (6) 山取り採穂の推進
- (7) 苗木生産技術の向上等

6 戦略的技術開発・実証事業

- (1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証
- (2) 新素材の開発・実証
- (3) 先進的林業機械の実証

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。ただし、第1の3の(1)のア及びイの事業については、事業実施主体を都道府県知事と読み替えるものとする。

(別記3)

木材の安定供給・利用拡大対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 建築用木材供給・利用強化対策

- (1) 都市の木材利用促進総合対策事業

(新設)

(2) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

(3) 建築用木材供給強化促進事業

2 木材需要の創出・輸出力強化対策

(1) 非住宅建築物等木材利用促進事業

(2) 「地域内エコシステム」推進事業

(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

(4) 「クリーンウッド」普及促進事業

(5) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

(別記4)

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

(新設)

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 経営モデル実証事業

2 「新しい林業」経営支援事業

(1) 森林プランナー育成対策

(2) ICT技術活用促進事業

(3) 林業労働安全強化対策

<p><u>第2 事業計画等</u></p> <p><u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 事業計画等の変更</u> <u>事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>第3 国の助成措置</u> <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。</u></p> <p><u>第4 報告等</u> <u>事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。</u></p>	
<p><u>(別記5)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策</u></p> <p><u>第1 事業の内容</u> <u>本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>1 国民参加の植樹等の推進</u> <u>(1) 国民参加による植樹等の推進対策</u> <u>(2) 全国規模の緑化運動の促進</u> <u>(3) 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業</u></p> <p><u>2 「木づかい運動」の促進</u> <u>(1) 優れた地域材製品等の顕彰事業</u> <u>(2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開</u> <u>(3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等</u></p> <p><u>第2 事業計画等</u></p> <p><u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 事業計画等の変更</u></p>	<p>(新設)</p>

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

(別記6)

林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）

第1 事業の内容

林業施設整備等利子助成事業の事業の内容については別表1のとおりとする。

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表1

(新設)

別表1

補助率等

重要な変更

事業遂行

補助率等

重要な変更

事業遂行

区分	経費	事業 実施主体	状況報告書					
			国	補助事 業者等	経費 の配 分の 変更	事業 内容 の変 更	作成 時点	提出 期限
I 林業・木材産 業成長産業化促 進対策 1 森林整備・ 林業等振興整 備交付金 2 森林整備・ 林業等振興推 進交付金	本経費の取扱い については別表 2による	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
II 林業イノベ ーション推進総合 対策 1 森林資源デ ジタル管理推 進対策	<u>レーザ計測等 による森林資源 ・境界情報のデ ジタル化及び当 該データを活用 した効率的な路 網設計を支援す るソフト等の導 入並びに所有者 情報等の精度向 上に対する支援 を行うのに要す る経費</u> 本経費の取扱 いについては、 林業関係事業補	<u>都道府県、 都道府県知 事が事業実 施主体とし て認める市 町村、林業 経営体等</u>	<u>林業関 係事業 補助金 等交付 要綱に よる。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区分	経費	(新設)	状況報告書					
			国	補助事 業者等	経費 の配 分の 変更	事業 内容 の変 更	作成 時点	提出 期限
I 林業・木材産 業成長産業化促 進対策 1 森林整備・ 林業等振興整 備交付金 2 森林整備・ 林業等振興推 進交付金	本経費の取扱い は別表2による	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
II 林業イノベ ーション推進総合 対策 1 森林資源デジ タル管理推進対 策	<u>(本経費の取扱 いは、林業関係 事業補助金等交 付要綱(昭和47 年8月11日付け 47林野政第640 号農林水産事務 次官依命通知) による。)</u>	(新設)	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>2 スマート林業実践対策</p>	<p>(略)</p>	<p>地域協議会</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>林業構築推進事業 ① スマート林業実践対策</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 先進的造林技術推進事業 ① 地域の実状に応じた実証的造林</p>	<p>1 事業費 地域の実状に応じた低コスト造林技術の導入実証(ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等)及びこれらに必要な関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)に要する経費</p>	<p>都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。)及び一般社団法人及び一般</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(2) 先進的造林技術推進事業 ① 低コスト造林モデル普及促進事業 ア 地域の実状に応じた実証的造林</p>	<p>1 事業費 実施要綱に基づき行う地域の実状に応じた実証的造林及び関連条件整備活動に要する経費</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

財団法人に
関する法律
(平成18年
法律第48
号)第2条
第1号に規
定する法人
(造林を行
うことを主
たる目的と
している法
人であっ
て、地方公
共団体がそ
の社員であ
るもの又は
地方公共団
体はその基
本財産の全
部若しくは
一部を拠出
しているも
のに限る。)
をいう。以
下同じ。)
特定非営利
活動法人等
(森林法施
行令(昭和
26年政令第
276号)第1
1条第7号
に掲げる者
をいう。以
下同じ。)
森林法施行
令第11条第
8号に規定

する団体
(以下「森
林所有者の
団体」とい
う。)、森林
経営計画の
認定を受け
た者(以下
「森林経営
計画策定
者」とい
う。)、特定
間伐等促進
計画(森林
の間伐等の
実施の促進
に関する特
別措置法
(平成20年
法律第32
号)第5条
第1項に規
定する特定
間伐等促進
計画をい
う。以下同
じ。)にお
いて特定間
伐等の実施
主体に位置
づけられた
者又は森林
経営管理法
(平成30年
法律第35
号)第36条
第2項の規
定により都

		道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）																
	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
② 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	1	事業費 人工造林等の造林事業の実施、当該事業の設計や施行管理の効率化に向けたリモートセンシング技術の導入実証及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に要する経費	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は民間事業者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		イ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	1	事業費 実施要綱に基づき行う造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証及び関連条件整備活動に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 林業への異分野の技術等の導入促進事業		現場課題の解決のための異分野の技術等の導入に向けた林業	民間団体等	(略)	(略)	経費の欄に掲げる	(略)	(略)	(略)	② 造林分野への異分野の技術等の導入促進事業		実施要綱に基づき実施する取組に要する次の経費	(新設)	(略)	(略)	経費の欄に掲げる	(略)	(略)

	関係者、企業等のマッチング、事業開発へのサポート、広報等に対する支援に要する次の経費 1～4 (略) 5 過去の事業開発支援の結果に関する調査 6 事業報告書の作成				1から6までの経費の合計額の30%を超える増減				業						1から4の経費の合計額の30%を超える増減		
5 早生樹等優良種苗生産推進対策 (1) 指定採取源の拡大	花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県	林業関係事業補助金等交付要綱による。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4 早生樹等優良種苗生産推進対策 (1) 指定採取源の拡大	(本経費の取扱いは、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による。)	(新設)	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 早生樹母樹林の保全・整備	国内に現存する早生樹の優良種を母樹林として指定し、優良な種穂の採取源を確保するために実施する調査、林内の整備、	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政	林業関係事業補助金等交付要綱による。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 早生樹母樹林の保全・整備	(本経費の取扱いは、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による。)	(新設)	同左	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	種種の採取作業等の取組に要する経費	法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は森林組合等								による。)									
(3) エリートツリー等の原種増産技術の開発	優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発に要する次の経費 1 スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 2～4 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) エリートツリー等の原種増産技術の開発	エリートツリー等の原種増産技術の開発を行うのに要する次の経費 1 スギの増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 2～4 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 採種園等の造成・改良等	1及び2に掲げる事業内容に応じ、それぞれ1及び2に定める経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。 1 採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹	都道府県、都道府県知事が事業実施主体とし	林業関係事業補助金等交	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(4) 採種園等の造成・改良等	(本経費の取扱い又は、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による。)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
											(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	等による採種園等の造成、改良及び機能向上に要する経費	て認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	付要綱による。																	
	2 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 (削る。)	民間団体等	(略)	(略)	経費の欄の1及び2に掲げる経	費の欄の1及び2に掲げる経	(略)	(略)		(5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 1 広域供給型モデル採	(新設)	(略)	(略)	経費の欄の1から3までに掲げ	経費の欄の1から3までに掲げ	(略)	(略)	(略)	(略)

					費間の30%を超える増減	費の新設又は廃止				種園等の整備に要する経費 2・3 (略)				る経費の30%を超える増減	る経費の新設又は廃止		
(6) 山取り採穂の推進	1・2 (略) 特定苗木を植栽した造林地を穂木の採取源にするために必要な調査、植栽区域の明示、標識の設置等に要する経費 本経費の取扱については、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(7) 苗木生産技術の向上等	(略)	民間団体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) 苗木生産技術の向上等	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6 戦略的技術開発・実証事業 (1) 機械・新	伐採・集材・	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	5 戦略的技術開発・実証事業 (1) 機械・新	伐採・集材・	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

技術の開発 ・実証	<p>運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、<u>マシンガイダンス等</u>の先端技術等を活用した機械・新技術の開発・実証を行うのに要する次の経費</p>						技術、ソフトウェア等 の開発・実証	<p>運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、<u>傾斜地対応技術等の機械・新技術や、ドローン・GPS、AR(拡張現実)等のソフトウェア等</u>の開発・実証を行うのに要する次の経費</p>				
	<p>1 <u>開発・実証に係る事業経費</u></p>							<p>1 <u>開発事業等経費(機械等の設計・開発・改良、試作機等の性能評価・実証試験・各種調査)</u></p>				
	<p>(1) <u>機械・新技術の設計・開発・改良に係る経費</u></p>											
	<p>(2) <u>試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費</u></p>											
	<p>(3) <u>各種調査等に係る経費</u></p>											
	<p>2 <u>開発・実証に係る事務関連経費</u></p>							<p>2 <u>開発事務経費(検討委員会の設置・開催、事業報告書の作成)</u></p>				
	<p>(1) <u>検討委員会の設置・開催に係る経費</u></p>											
	<p>(2) <u>普及啓発</u></p>											

(2) ソフトウェア等の開発・実証	<p>・成果発表に係る経費</p> <p>(3) 事業報告書の作成に係る経費</p> <p>機械の自動化・遠隔操作化をサポートするソフトウェア等やICT等を活用した作業システムの開発・実証を行うのに要する次の経費</p> <p>1 開発・実証に係る事業経費</p> <p>(1) ソフトウェア等の設計・開発・改良に係る経費</p> <p>(2) 試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費</p> <p>(3) 各種調査等に係る経費</p> <p>2 開発・実証に係る事務関連経費</p> <p>(1) 検討委員会の設置・開催に係る経費</p>	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
-------------------	---	-------	----	---	---------------------------	------------------------	---------------------	--------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

	(2) 普及啓発 ・成果発表 に係る経費 (3) 事業報告 書の作成に 係る経費																		
(3) 新素材の 開発・実証	木材及び森林 由来の再生可能 資源・生分解資 源によるプラス チック代替、温 室効果ガス排出 抑制等に資する 新素材の開発・ 実証又は原料調 達から市場展開 までを図る地域 における山元か ら製造までの一 貫した新素材を 活用した商品開 発を行うのに要 する次の経費 1 新素材等の 技術開発・実 証や商品開発 に係る経費 (1) ~ (3) (略) 2 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 新素材の 開発・実証	木材及び森林 由来の再生可能 資源・生分解資 源によるプラス チック代替、温 室効果ガス排出 抑制等に資する 新素材の開発・ 実証を行うのに 要する次の経費 1 付加価値 の高い新素 材等の技術 開発・技術 実証に係る 経費 (1) ~ (3) (略) 2 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 先進的 林業機械の実 証	メーカー等と 林業経営体の共 同提案により、	民間団体等	定額	二	経費 の欄 の1	経費 の欄 の1	交付 決定 のあ	交付 決定 のあ		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

林内作業の安全性向上、省人化等を図る先進的
 林業機械を活用し、機械の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした事業規模での作業システムの実証、
 現場の実情に応じて機械等の改良を行うのに要する次の経費

1 実証に係る事業経費

(1) 先進的林業機械の実証等に係る経費

(2) 導入する先進的林業機械の性能試験・評価に係る経費

(3) 各種調査等に係る経費

2 実証に係る事務関連経費

(1) 検討委員会の設置・開催に係る経費

(2) 普及啓発・成果発表に係る経費

及び
 2に
 掲げ
 る経
 費間
 の30
 %を
 超え
 る増
 減

及び
 2に
 掲げ
 る経
 費の
 新設
 又は
 廃止

った
 年度
 の12
 月31
 日現
 在

った
 年度
 の1
 月31
 日ま
 で

	(3) 事業報告書の作成に係る経費																	
(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	6 木材生産高度技術者育成対策	(本経費の取扱い又は林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
III 木材の安定供給・利用拡大対策 (削る。)										III 川上・川下連携による成長産業化支援対策 1 現場技能者キャリアアップ・労働安全対策								
(削る。)										(1) 現場技能者キャリアアップ対策 ① キャリアアップ対策	現場技能者のキャリアアップ対策を行うのに要する次の経費 1 キャリアアップ対策に要する経費 2 安全指導に要する経費 3 事業推進委員会に要する経費	定額	定額	経費の欄の1から3までに掲げる経費の30%を超え	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)									

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	② 技能評価試験の構築	技能を評価する試験の全国的な試行を行うのに要する経費 1 技能評価試験の試行的運用に要する経費 2 評価者研修に要する経費	定額	定額	る増減 経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(2) 森林プランナー育成対策	森林プランナー育成対策を行うのに要する次の経費 1 企画運営委員会設置・運営に要する経費 2 森林施業プランナー育成研修等に要する経費 (1) 地域における研修拠点づくり に要する経費 ア 実	定額 1/2以内	定額	経費の欄の1から3までに掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
											定額	定額					

										<p> <u>実践体制評価委員会設置・運営に要する経費</u> イ <u>実践体制評価に要する経費</u> (2) <u>専門的スキル能力研修に要する経費</u> 3 <u>森林経営プランナー育成研修等に要する経費</u> (1) <u>森林経営プランナー育成研修に要する経費</u> (2) <u>個別課題指導に要</u> </p>											<p> 1/2以 内 定額 定額、 1/2以 内 定額 1/2以 内 </p>	<p> 二 二 二 二 二 </p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

			(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			する経費							
	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			林業労働安全推進対策を行うのに要する次の経費	定額	定額	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			(3) <u>林業労働安全推進対策</u> <u>林業労働安全推進対策を行うのに要する次の経費</u> 1 <u>林業労働安全活動促進に要する経費</u> 2 <u>林業労働災害撲滅推進に要する経費</u> 3 <u>林業労働災害撲滅研修に要する経費</u>							
(削る。)																			
<u>1 建築用木材供給・利用強化対策</u>																			
<u>(1) 都市の木材利用促進総合対策事業</u>																			
① 都市における木材需要の拡大	都市の木造化を推進する工務店等の登録・公表及び都市部を中心とした木質建築資材（JAS構造材、木質	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>2 木材需要の創出・木材産業活性化対策</u> <u>(1) 木材産業・木造建築活性化対策</u> ① 都市の木造化促進総合対策事業 ア 都市における木材需要の拡大	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	耐火部材、内装材等)を用いた建築物の建築の実証に要する次の経費 1・2 (略)																			
② 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発	大径化した原木等を活用した、高付加価値製品(内装材等)の開発や加工・乾燥等の技術開発・普及、設計合理化手法の開発・普及等に要する次の経費 1～4 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		イ 大径化した原木等を活かした利用の拡大	以下の取組に要する経費 1・2 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③ 顔の見える木材での快適空間づくり事業	製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を含む、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発に要する次の経費 1～3 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ウ 顔の見える木材での快適空間づくり事業	以下の取組に要する経費 1～4 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④ 強度又は耐火性に優れた	非住宅・中高層分野の建築物における木造化	民間団体等	定額	二	経費	経費	交付	交付	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			ただし、2		の1	の1	のあ	のあ												

建築用木材の製造に係る技術開発・普及	・木質化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 実証事業に係る建築費及び技術開発費の助成に係る経費 3 大学等と連携した技術の普及に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	② CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 ア CLTを活用した先駆的	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
建築用木材の製造に係る技術開発・普及	・木質化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 実証事業に係る建築費及び技術開発費の助成に係る経費 3 大学等と連携した技術の普及に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	の建築費の助成は3/10	から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	から4までに掲げる経費の新設又は廃止	った年度の12月31日現在	った年度の1月31日まで												

	の建設等支援	構築のためのモデル的な取組等における設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証に要する次の経費 1～4 (略)								な建築物の建設等支援								1～4 (略)
	② CLT建築物等の設計者等育成	CLT建築物等の設計者等の育成・サポートを行う取組に要する次の経費 1～3 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ CLT建築物等の設計者等育成	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～3 (略)
	③ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等	中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、CLT等の土木分野への利用、低コスト化の推進の取組、CLT等の建築物の設計容易化に向けた取組や成果の普及、基準合理化も含めた建築用木材の品質確保に向けた取組に要する次の経費 1～4 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～4 (略)

(3) 建築用木材供給強化促進対策事業									(新設)										
① マーケットインによる安定供給体制強化促進	輸入材供給リスクの顕在化に伴い発生した新たな国産材需要へ対応するために行われる、川上から川下の事業者が参画する地域協議会等が地域毎に抱える多様な課題を解決していくための独自の取組に要する次の経費 1 地域協議会等の募集・選定に係る経費 2 地域協議会等への助成に係る経費 3 地域協議会等への指導等に係る経費 4 地域協議会等の成果普及に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る。)																			
(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)											
									③ 生産流通構造改革促進事業										
									ア 低層建築物	以下の取組に要する経費	定額	二	経費の欄	経費の欄	交付決定	交付決定			

										<u>（住宅等）における効率的なサブライチェーンの構築支援</u>	1 <u>S C M（サプライチェーンマネジメント）推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）の選定に係る経費</u>				の1から6までに掲げる経費の30%を超える増減	の1から6までに掲げる経費の新設又は廃止	のあった年度の12月31日現在	のあった年度の1月31日まで
② 木材加工設備導入等利子助成	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成に要する次の経費	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 木材加工設備導入等利子助成	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	1～3 (略)										1～3 (略)								
③ 木材加工設備等リース導入支援	導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るための、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入に要する次の経費 1・2 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			ウ 木材加工設備等リース導入支援	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④ 森林認証材の需要拡大	森林認証材の需要拡大を図るための、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等に要する次の経費 1・2 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			エ 森林認証材の需要拡大	以下の取組に要する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 木材需要の創出・輸出力強化対策											(2) 木材需要の創出・輸出力強化対策								
(1) 非住宅建築物等木材利用促進事業											① 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業								
① 木の建築物の効果検証・発信	非住宅建築物の木質化を促進するため、店舗等施設の内外装	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から	経費の欄の1から	交付決定のあった	交付決定のあった	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

② 簡易な 構造物等 の木造化 ・木質化 促進	<p>の木質化による 利用者の生産性 向上や経済面へ の影響の実証等 を通じて、木の 効果を見える化 する取組に要す る次の経費</p> <p>1 検討委員会 の設置・運営 に要する経費</p> <p>2 内外装の木 質化による利 用者の生産性 向上や経済面 への影響の効 果を実証する 取組への助成 等に要する経 費</p> <p>3 既存情報の 収集・整理及 び木の効果の 分析等による 見える化の検 討に要する経 費</p> <p>4 普及資料の 作成・発信及 び報告書作成 に要する経費</p> <p>倉庫等簡易な 構造物等の木造 化・木質化を促 進するため、標 準モデルを提案 する取組に要す</p>	民間団体等	定額	二	4ま でに 掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	4ま でに 掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	年度 の12 月31 日現 在	年度 の1 月31 日ま で	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
-------------------------------------	---	-------	----	---	--	--	-----------------------------	----------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

	る次の経費				掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	月31 日現 在	月31 日ま で									
③ 地域に おける非 住宅木造 建築物整 備推進	<p>1 検討委員会 の設置・運営 に要する経費</p> <p>2 簡易な構造 物等への木材 利用に係る調 査・分析及び 標準モデルの 提案に要する 経費</p> <p>3 普及資料の 作成・発信及 び報告書作成 に要する経費</p> <p>地域における 非住宅建築物の 木造化・木質化 を推進するため、 地域における木 造化等の特徴的 な取組を分析し、 地域間の連携促 進のためのツー ル作成・普及の 取組を行うとと もに、木造建築 物等の整備を行 おうとする地域 協議会、脱炭素 社会の実現に資 する等のための 建築物等におけ る木材の利用の 促進に関する法 律（平成22年法 律第36号）第15</p>	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域 における民間 部門主 導の木 造公共 建築物 等整備 推進	以下の取組に要 する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

条第1項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対して行う、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等に要する次の経費
1～4 （略）

（2）「地域内エコシステム」推進事業

① 「地域内エコシステム」モデル構築事業

ア 事業実施計画の精度向上支援

「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F/S調査を行った地域を対象に、同シ

民間団体等

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

1～4 （略）

② 「地域内エコシステム」推進事業

ア 「地域内エコシステム」モデル構築事業

（ア）事業実施計画の精度向上

以下の取組に要する経費 (新設) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

	システムの導入に 関する地域の合 意形成を図り、 実施計画を策定 するための協議 会の運営に要す る次の経費 1～3 (略)																	支援								
イ 「地 域内エコシ テム」 技術開 発・実 証事業	「地域内エコ システム」の構 築に資する木質 バイオマスのエ ネルギー利用シ ステム（小規模 な熱利用や熱電 併給等）の普及 に必要となる小 規模な技術開発 ・改良、実証等 に要する次の経 費 1～4 (略)	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(イ)「地 域内エコ システ ム」 技術開 発・実 証事業	1～3 (略)	以下 <u>の取組</u> に要 する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 「地 域内エコシ テム」 技術開 発等支 援事業	イの事業を实 施する事業者に 対して、技術面、 安全面、関係法 令の遵守等に係 る指導・助言を 行うとともに、 成果報告会等を 通じ、広く普及 ・PRを実施す るために要する 次の経費 1 (略) 2 <u>イの事業の</u>	民間団体等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(ウ)「地 域内エコ システ ム」 技術開 発等支 援事業	1～4 (略)	以下 <u>の取組</u> に要 する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>事業実施主体が行う取組に対する指導・助言に係る経費 3 (略)</p>										<p>業の事業実施主体が行う取組に対する指導・助言に係る経費 3 (略)</p>							
<p>エ 優良事例の横展開体制整備支援</p>	<p>「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの構築を実施するとともに、普及に向けた実証運用に要する次の経費 1・2 (略) 3 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運</p>	<p>民間団体等</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(エ) 優良事例の横展開体制整備支援</p>	<p>以下の取組に要する経費</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
	<p>1・2 (略) 3 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運</p>									<p>1・2 (略) 3 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの検討・構築及び</p>								

入及び利用向上可能性調査に係る経費

- (1) (略)
 - (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条に基づくばい煙測定記録等を活用して現在のボイラーの導入状況を分析し、導入可能性を調査するための経費
 - (3) 国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証に係る経費
 - (4) (略)
- 3 蒸気ボイラー導入促進調査に係る経費

(1) (略)

リング構築調査に係る経費

- (1) (略)
 - (2) 木質バイオマス熱利用を効率的に計画・設計・施工した事例の調査、適切な運用ノウハウ等の収集・分析・整理等に係る経費
 - (3) 木質バイオマスエネルギーの熱利用推進に資する人材を育成するために必要なマニュアルや人材育成プログラムの作成に係る経費
 - (4) (略)
- 3 木質バイオマス燃料利用環境評価・効率化調査に係る経費

(1) (略)

	(2) <u>蒸気ボイラー導入に当たり、技術的課題や市場の把握等を中心に産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策についての調査検討に係る経費</u>										(2) <u>木質バイオマス燃料利用における温室効果ガス排出量を推定するとともに、利用の効率化(低コスト・安定供給)を図り、環境性・経済性に資するサプライチェーンの構築に必要な調査・分析・整理等に係る経費</u>									
	(3) (略)										(3) (略)									
③ 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業	<u>木質バイオマス利活用施設の整備等に必要な資金の借入れに係る利子助成に要する次の経費</u> 1・2 (略)	<u>特定非営利活動法人活木活木森ネットワーク</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>以下の取組に要する経費</u> 1・2 (略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) <u>木材製品輸出拡大実行戦略推進事業</u>	<u>木材の輸出促進に係る以下の経費</u> 1 <u>木材製品輸出産地育成に係る以下の経費</u> ① <u>木材輸出</u>	<u>民間団体等</u>	<u>定額</u>	二	<u>経費の欄の1から3までに掲げる経</u>	<u>費の欄の1から3までに掲げる経</u>	<u>交付決定のあった年度の12月31日</u>	<u>交付決定のあった年度の1月31日</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>産地の募集・選定に係る経費</p> <p>② 選定した木材輸出産地への支援に係る経費</p> <p>③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費</p> <p>2 企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費</p> <p>① 企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定に係る経費</p> <p>② 選定したモデル・実証的な取組への支援に係る経費</p> <p>③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費</p>	<p>費用の30%を超え る増減</p>	<p>の新設又は 廃止</p>	<p>在</p>	<p>で</p>																														
--	--------------------------	---------------------	----------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(4)「クリーンウッド」普及促進事業</p>	<p>3 国内外における木造技術講習に係る以下の経費 ① 海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費 ② 国内における木造技術研修会の開催に係る経費</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>二</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>	<p>③ 「クリーンウッド」普及促進事業</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手続等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行うことや、合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等に要する次の経費 1 木材関連事業者の登録促</p>																

										る経費 (1) 事業実 施のため の運営委 員会の開 催に係る 経費 (2) 登録の 手続き等 を説明す るセミナ ーや個別 相談会の 開催、個 別の働き 掛けや登 録に向け た指導・ 助言に係 る経費 2 登録木材 関連事業者 の取組の優 良事例等を 取りまとめ た報告書の 作成に係る 経費			掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	の12 月31 日現 在	の1 月31 日ま で
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		イ 協議 会によ る普及 啓発活 動	以下の取組に要 する経費 1 全国レベ ル及び都道 府県レベル の協議会が 実施する普 及啓発活動 等に係る経	定額	二	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費間	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費の	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で

(削る。)											費	の30%	新設
											2 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発に係る経費	を 超える増減	又は 廃止
											3 合法伐採木材の利用促進に向けた課題とその改善策についてまとめた事業報告書の作成に係る経費		
											④ 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			ア 木材利用に	以下 の取組に要する経費	
											取組む民間企業ネットワークの構築事業	1 民間企業ネットワークの構築・運営に係る経費	定額
											2 非住宅建築物等における木材利用に係る情報収集・分析に係る経費	2 経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増	二

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)											
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)											

<p>(5) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策</p>	<p>広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供及び国産特用林産物の競争力の強化に要する次の経費 1・2 (略)</p>	<p>民間団体等</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>⑤ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策</p>	<p>及啓発に係る経費 3 職場を含む様々な場面での木育活動に係る経費 4 林福連携で行う優れた地域材製品開発等に係る経費 以下の取組に要する経費 1・2 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>える 増減 (略)</p>	<p>廃止 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>IV 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 1 経営モデル実証事業</p>	<p>新たな技術を導入して経営モデル実証を行うのに要する次の経費 1 有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施に要する経費</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>二</p>	<p>経費の欄に掲げる経費の増又は減</p>	<p>経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	2 実証事業を行う共同体への助成に要する経費		定額、 2/9、2/3																	(新設)
	3 実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施に要する経費		二																	(新設)
2 「新しい林業」経営支援事業										(新設)										
(1) 森林プランナー育成対策	森林プランナー育成対策を行うのに要する次の経費	民間団体等		経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	1 企画運営委員会設置・運営に要する経費		定額 二																	(新設)
	2 森林施業プランナー育成研修等に要する経費		定額、 1/2以内																	(新設)
	(1) 新規課題対応型研修に要する経費		定額 二																	(新設)
	(2) 提案型集約化施業一般研修に要する経費		定額 二																	(新設)
	(3) 事業体レベルにおける提案型集約化施業の		定額、 1/2以内																	(新設)

	取組の評価に要する経費																			
	ア 実践体制評価委員会設置・運営に要する経費		定額	二																
	イ 実践体制評価に要する経費		1/2以内	二																
	3 森林経営プランナー育成研修に要する経費		定額	二																
(2) ICT技術活用促進事業	ICT生産管理に資するスマート林業技術関連ソフト等の導入に対する支援を行うのに要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、市町村、国立大学法人、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		という。)、 森林組合 等、林業労働力の確保 の促進に関する法律 (平成8年 法律第45 号)第11条 の林業労働 力確保支援 センター、 その他都道 府県知事が 事業実施主 体として適 当と認める 団体等																		
(3) 林業労働 安全強化対 策	林業労働安全 強化対策を行う のに要する次の 経費 1 林業労働安 全活動促進に 要する経費 2 林業労働災 害撲滅研修に 要する経費 3 林業・木材 産業全国作業 安全運動促進 に要する経費	民間団体等	定額	二	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
V カーボンニュ ートラル実現に 向けた国民運動 展開対策									(新設)											

1 国民参加の植樹等の推進	(1) 国民参加による植樹等の推進対策	以下の取組に要する経費 1 企業・NPO等の森林づくりのサポート体制構築に向けた経費を補助する経費 2 企業・NPO等の森林づくりに係る情報の発信、地域間の連携等ネットワーク化に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(2) 全国規模の緑化運動の促進	全国規模の緑化運動の促進を行うのに要する次の経費 1 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催に係る経費 2 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(3) 「森林サービス産	以下の取組に要する経費	民間団体等	定額	二	経費の欄	経費の欄	交付決定	交付決定	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

業」創出・ 推進に向け た活動支援 事業	<p>1 「森林サー ビス産業」モ デル事業の実 施の経費を補 助する経費</p> <p>2 森林空間利 用に係る新産 業創出に向け た課題解決型 研修会の実施 に係る経費</p> <p>3 課題の共有 ・解決のため の効果分析・ 情報発信に係 る経費</p>	民間団体等	定額	二	の1 から 3ま でに 掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	の1 から 3ま でに 掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	のあ った 年度 の12 月31 日現 在	のあ った 年度 の1 月31 日ま で	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
2 「木づかい 運動」の促進	<p>以下の取組に要 する経費</p> <p>1 優れた地域 材製品等の顕 彰事業に係る 経費</p> <p>2 木材利用に よる脱炭素社 会の実現に向 けた国民運動 の展開に係る 経費</p> <p>3 林福連携で 行う優れた地 域材製品開発 等に係る経費</p>	民間団体等	定額	二	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費間 の30 %を 超え る増 減	経費 の欄 の1 から 3ま でに 掲げ る経 費の 新設 又は 廃止	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
VI 林業・木材産 業金融対策 1 林業施設整 備等利子助成	以下の取組に要 する経費	全国木材協 同組合連合	(略)	(略)	(略)	(略)	交付 決定	交付 決定	IV 林業・木材産 業金融対策 1 林業施設整 備等利子助成	以下の取組に要 する経費	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	各四 半期	当該 四半

事業	<p>1 林業施設整備等利子助成事業</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が行う森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等に必要資金の借入れ、民間事業者が効率的かつ安定的な経営管理のために行う木材の生産量の増加若しくは生産性の向上、原木の安定供給・流通の合理化等に必要資金の借入れ、自然災害の被害等を受けた林業者等が行う造林地、林</p>	会	<p>のあった年度 の12月31日現在</p>	<p>のあった年度 の1月31日まで</p>	事業	<p>1 林業施設整備等利子助成事業 (新設)</p>	<p>(第4・四半期を除く。)の末日現在</p>	<p>期の最終月の翌月末まで</p>
----	--	---	-----------------------------	----------------------------	----	---------------------------------	--------------------------	--------------------

道、林業施設等の復旧・復興若しくは資金繰りに必要な資金の借入れ又は新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）が独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を活用して行う林業経営の維持安定を目的とした

	債務の償還負担の軽減に必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 (1)・(2) (略)																														
2	地域材利用促進利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 (1)・(2) (略)	全国木材協同組合連合会	(略)	(略)	(略)	(略)	交付 決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	交付 決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で													(1)・(2) (略)	2	地域材利用促進利子助成事業 (新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	各四 半期 (第 4・ 四半 期を 除 く。) の末 日現 在	当該 四半 期の 最終 月の 翌月 末ま で
3	林業経営基	全国木材協	(略)	(略)	(略)	(略)	交付	交付													(1)・(2) (略)	3	林業経営基	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	各四	当該

	盤整備緊急利 子助成事業 木材価格の 下落により影 響を受けた林 業者等が競争 力強化のため の経営基盤整 備に取り組む のに必要な資 金の借入れに ついて利子助 成を実施する のに要する次 の経費 (1)・(2) (略)	同組合連合 会					決定 のあ った 年度 の12 月31 日現 在	決定 のあ った 年度 の1 月31 日ま で		盤整備緊急利 子助成事業 (新設)							半期 (第 4・ 四半 期を 除 く。) の末 日現 在	四半 期の 最終 月の 翌月 末ま で
2 林業信用保 証事業	本経費の取扱 いについては林 業信用保証事業 交付金実施要綱 (平成15年10月 6日付け15林政 企第55号農林水 産事務次官依命 通知)による。	独立行政法 人農林漁業 信用基金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 林業信用保 証事業	本経費の取扱い は実施要綱によ る。	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) (略)									(1) (略)									
(2) 保証活用 支援事業 ①・② (略)									(2) 保証活用 支援事業 ①・② (略)									
③ 事業承 継・創業 等支援タ イプ									③ 事業承 継支援タ イプ									
④ (略)									④ (略)									

(3)・(4) (略)									
(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)

(3)・(4) (略)									
V 森林整備事業	(本経費の取扱いは林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)による)		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

別表2

区 分	経 費	事業実施主体	国庫交付率	重要な変更
				経費の配分の変更
I 持続的林業確立対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金	<u>区分の欄の1の(1)~(5)の事業を実施するのに要する次の経費</u> 1 事業費 本要綱に基づいて別表3のIに掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事業費 区分の欄の1の(4)についてのみ、附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマ		<u>区分の欄の1の(1)~(5)のとおり</u> 定額(1/2以内)	(略)

別表2

区 分	経 費	(新設)	交付率	重要な変更
				経費の配分の変更
I 持続的林業確立対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金	(新設) (新設) (新設)		(新設) (新設)	(略)

	<p><u>マーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</u></p> <p>3 附帯事務費</p> <p>(1) <u>都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費</u></p> <p>(2) <u>市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</u></p>		<p>定額(1/2以内)</p>		(新設)	(新設)	
(1)間伐材生産	<p><u>(1)「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整備第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等)</u></p> <p><u>(2) 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</u></p>	<p>都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p><u>定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする)附帯事務費については、定額(1/2以内)</u></p>	(1)間伐材生産	<p>1 事業費 <u>区分の欄の1の(1)~(3)については、実施要綱に基づいて別表3のIに掲げる事業を行うのに要する経費</u></p> <p>2 附帯事務費 <u>区分の欄の1の(1)~(3)については、</u> <u>(1)都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費</u> <u>(2)市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</u></p>	(新設)	<p>1 <u>区分の欄の1の(1)~(2)については、定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</u> <u>区分の欄の1の(3)のうち路</u></p>

							<u>網整備</u> <u>につい</u> <u>ては、</u> <u>定額(林</u> <u>野庁長</u> <u>官が別</u> <u>に定め</u> <u>る基準</u> <u>に基づ</u> <u>き都道</u> <u>府県知</u> <u>事が定</u> <u>めるも</u> <u>のとし</u> <u>る。)、</u> <u>機能強</u> <u>化対策</u> <u>につい</u> <u>ては、1</u> <u>/2以内</u>
(2)資源高度利用 型施業	<u>(1) 生産基盤強化区域内で行う</u> <u>末木枝条の集材（主伐時に全</u> <u>木又は全幹による集材が行わ</u> <u>れるものに限る。）及びそれ</u> <u>と連携して行う人工造林</u> <u>(2) 関連条件整備活動（対象森</u> <u>林の調査、森林所有者の同意</u> <u>取付け、鳥獣害防止施設等整</u> <u>備等）</u>	都道府県、市町 村、森林整備法 人等及び選定経 営体	定額（林野庁 長官が別に定 める基準に基 づき都道府県 知事が定める ものとする） 附帯事務費に ついては、定 額（1/2以内）	(2)資源高度利用 型施業	(新設)	(新設)	(新設)
(3)路網整備・機 能強化対策	<u>(1) 生産基盤強化区域内で行う</u> <u>林業専用道（規格相当）、森</u> <u>林作業道の整備</u> <u>(2) 既設の林業専用道（規格相</u> <u>当）及び森林作業道の補強</u> <u>(3) 既設の林道施設の点検診断</u> <u>(4) 既設林道、既設林業専用</u>	都道府県、市町 村、森林整備法 人等及び選定経 営体	(1)～(3)、 (6)につい ては、定額（林 野庁長官が別 に定める基準 に基づき都道 府県知事が定	(3)路網整備・機 能強化対策	(新設)	(新設)	(新設)

<p>(4)高性能林業機械等の整備</p>	<p>道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化</p> <p>(5) 既設の林業専用道（規格相当）の復旧</p> <p>(6) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(1) 林業機械作業システム整備</p> <p>(2) 効率化施設整備</p> <p>(3) 活動拠点施設整備</p> <p>(4) 附帯事業（(1)から(3)までの施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等）</p> <p>(削る。)</p>	<p>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）</p>	<p>めるものとする)</p> <p>(4)及び(5)については、1/2以内</p> <p>附帯事務費については、定額(1/2以内)</p> <p>(1)については、定額（1/3以内）</p> <p>ただし、(1)のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては定額（1/4以内）、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ等にあっては定額（4/10以内）、実践体制評価を受け評定されているなどの場合にあっては定額（1/2以内）</p> <p>(2)～(4)については、定額（1/2以内）</p> <p>(削る。)</p>	<p>(4)高性能林業機械等の整備</p>	<p>1 事業費</p> <p>実施要綱に基づいて別表3のIに掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費</p> <p>附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開</p>	<p>(新設)</p>	<p>1 定額</p> <p>(1/2以内)</p> <p>ただし、別表4のIの事業種目の欄に掲げる事業については、それぞれ同表の交付率欄に掲げる率</p> <p>2 附帯事業費</p> <p>については、</p>
-----------------------	--	--	--	-----------------------	--	-------------	---

	(削る。)		(削る。)			拓並びに実践的知識及び技術の 習得活動等の実施に要する経費	定額(1 / 2 以 内)
(5) コンテナ苗生 産基盤施設等の 整備	(1) <u>低コストで安定的に供給す るコンテナ苗生産基盤施設等 の整備</u> (2) <u>コンテナ苗生産の分業化を 推進し、効率的な生産システ ムの構築に資するコンテナ苗 幼苗生産高度化施設等の整備</u>	都道府県、市町 村、林業種苗法 (昭和45年法律 第89号) 第10条 に基づく生産事 業の登録を受け た者及びその登 録を受ける見込 みの者、森林の 間伐等の実施の 促進に関する特 別措置法第9条 第1項に基づく 認定を受けた認 定特定増殖事業 者及びその認定 を受ける見込み の者、その他都 道府県知事等が 認める団体等	定額(1/2以内)	(5) コンテナ苗生 産基盤施設等の 整備	1 事業費 実施要綱に基づいて別表3の Iに掲げる事業を行うのに要す る経費	3 附帯事務費 (1)都道府県が1の経費に係る事 業の実施の指導監督等を行うの に要する経費 (2)市町村が1の経費に係る事業 の実施に関し、指導監督等に要 する経費に対し、都道府県が交 付する場合における当該交付に 要する経費	3 附帯 事務費 につい ては、 定額(1 / 2 以 内)
	(削る。)		(削る。)			2 附帯事務費 (1)都道府県が1の経費に係る事 業の実施の指導監督等を行うの に要する経費 (2)市町村が1の経費に係る事業 の実施に関し、指導監督等に要 する経費に対し、都道府県が交 付する場合における当該交付に 要する経費	(新設) 1 定額 (1/2 以内) 2 附帯 事務費 につい ては、 定額(1 / 2 以 内)
2 森林整備・林 業等振興推進交 付金	本要綱に基づいて行う事業に 要する経費		(略)	2 森林整備・林 業等振興推進交 付金	実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費		(略)

<p>(1) 森林整備地域活動支援対策</p> <p>① 森林経営計画作成促進</p> <p>② 森林境界の明確化</p> <p>③ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</p>	<p>森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化</p>	<p>市町村、選定経営体等</p>	<p>定額</p>	<p>(1) 森林整備地域活動支援対策 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(1) 定額</p>
<p>(2) 自立的経営活動推進</p>	<p>地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動</p> <p>(1) 活動推進 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等</p> <p>(2) 森林整備活動 除伐、間伐・搬出等</p> <p>(3) 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等</p> <p>(4) 森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等</p> <p>(5) 資機材・施設の整備 森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置</p>	<p>都道府県、市町村、林業者等の組織する団体(森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動を行う又は活動の取りまとめを行う団体)及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者</p>	<p>定額、1/2、1/3 以内</p>	<p>(2) 自立的経営活動推進 (新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(2) 定額、1/2、1/3 以内</p>
<p>(3) 山村地域の防災・減災対策</p>	<p>山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備</p>	<p>都道府県</p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>(3) 山村地域の防災・減災対策 (新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(3) 定額(1/2以内)</p>

<p>(4)森林資源保全対策 ① 森林資源保護の推進 ② 森林環境保全の推進</p>	<p><u>森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）</u></p>	<p><u>都道府県、市町村、森林組合、森林所有者又は関係都道府県知事が適当と認めた者等</u></p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>(4)森林資源保全対策 (新設) (新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(4)定額(1/2以内)</p>
<p>(5)マーケティング力ある林業担い手の育成 ① 出荷ロットの大規模化等の推進 ② 持続的な林業経営の確立 ③ 人材の確保・育成・定着 ④ 労働安全の確保</p>	<p><u>選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、林業労働災害防止のための研修等</u></p>	<p><u>都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等</u></p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>(5)マーケティング力ある林業担い手の育成 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(5)定額(1/2以内)</p>
<p>(6)林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p><u>林業機械導入</u></p>	<p><u>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。）</u></p>	<p>定額（リース物件価格の1/4、1/3、4/10、1/2以内）</p>	<p>(6)林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(6)定額（リース物件価格の1/3、4/10、1/2以内）</p>
<p>II 木材産業等競争力強化対策 1 森林整備・林業等振興整備交</p>	<p><u>区分の欄の1の(1)～(4)の事業を実施するのに要する次</u></p>			<p>II 木材産業等競争力強化対策 1 森林整備・林業等振興整備交</p>	<p>(新設)</p>		

付金	の経費		区分の欄の1 の(1)~(4) のとおり	(略)	付金	(新設)	(新設)	(略)
	1 事業費 本要綱に基づいて別表3の IIに掲げる事業を行うのに要 する経費							
	2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑 な実施を図るために必要とな る調整活動、新たなマーケッ トの開拓並びに実践的知識及 び技術の習得活動等の実施に 要する経費		定額(1/2以内)			(新設)	(新設)	
	3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係 る事業の実施の指導監督等 を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る 事業の実施に関し、指導監 督等に要する経費に対し、 都道府県が交付する場合に おける当該交付に要する経 費		定額(1/2以内)			(新設)	(新設)	
(1) 木材加工流 通施設等の整 備	1 木材加工流通施設整備 2 森林バイオマス等活用施設 整備	市町村、森林組 合、木材関連業 者等の組織する 団体及び地域材 を利用する法人 等	定額(1/2以内)		(1) 木材加工流 通施設等の整 備	1 事業費 実施要綱に基づいて別表3の IIに掲げる事業を行うのに要す る経費	(新設)	1 定額 (1/2以 内) た だ し、別 表4の IIの事 業種目 の欄に 掲げる 事業に ついて は、そ

(2)木質バイオマス利用促進施設の整備	(削る。)	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	(削る。)	(2)木質バイオマス利用促進施設の整備	<p>2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 (1)都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費</p> <p>(2)市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	(新設)	<p>それぞれ同表の交付率欄に掲げる率</p> <p>2 附帯事業費については、<u>定額(1/2以内)</u></p> <p>3 附帯事務費については、<u>定額(1/2以内)</u></p>
	(削る。)		(削る。)				

(3) 特用林産振興 施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体	官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあつては、定額（1/2、1/3以内）	定額(1/2以内)	(3) 特用林産振興 施設等の整備	(新設)	(新設)	(新設)
(4) 木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法	定額(1/2以内)ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%	定額(1/2以内)	(4) 木造公共建築物等の整備	(新設)	(新設)	(新設)

		律施行令（平成2 2年政令第203号） 第1条に規定す る公共建築物の 整備主体	以内)						
III 林業成長産業 化地域創出モデル事業 1 森林整備・林 業等振興整備交 付金				区分の 欄の1 の(1) ～(8) におけ る経費 の皆増 又は皆 減	III 林業成長産業 化地域創出モデル事業 1 森林整備・林 業等振興整備交 付金				区分の欄の 1の(1) ～(8)に おける経費 の皆増
(1) 資源高度利 用型施業	(略)	区分の欄のIの 1の(2)にお ける事業実施主 体	区分の欄の Iの1の(2) における国庫 交付率		(1) 資源高度利 用型施業	(略)	(新設)	区分の 欄のIの 1の(2) における 交付率	
(2) 路網整備・ 機能強化対策	(略)	区分の欄のIの 1の(3)にお ける事業実施主 体	区分の欄の Iの1の(3) における国庫 交付率		(2) 路網整備・ 機能強化対策	(略)	(新設)	区分の 欄のIの 1の(3) における 交付率	
(3) 高性能林業 機械等の整備	(略)	区分の欄のIの 1の(4)にお ける事業実施主 体	区分の欄の Iの1の(4) における国庫 交付率		(3) 高性能林業 機械等の整備	(略)	(新設)	区分の 欄のIの 1の(4) における 交付率	
(4) コンテナ苗	(略)	区分の欄のIの	区分の欄の		(4) コンテナ苗	(略)	(新設)	区分の	

生産基盤施設等の整備		<u>1の(5)における事業実施主体</u>	Iの1の(5)における <u>国庫</u> 交付率		生産基盤施設等の整備			欄のIの1の(5)における交付率	
(5) 木材加工流通施設等の整備	(略)	<u>区分の欄のIIの1の(1)における事業実施主体</u>	区分の欄のIIの1の(1)における <u>国庫</u> 交付率		(5) 木材加工流通施設等の整備	(略)	(新設)	区分の欄のIIの1の(1)における交付率	
(6) 木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	<u>区分の欄のIIの1の(2)における事業実施主体</u>	区分の欄のIIの1の(2)における <u>国庫</u> 交付率		(6) 木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(新設)	区分の欄のIIの1の(2)における交付率	
(7) 特用林産振興施設等の整備	(略)	<u>区分の欄のIIの1の(3)における事業実施主体</u>	区分の欄のIIの1の(3)における <u>国庫</u> 交付率		(7) 特用林産振興施設等の整備	(略)	(新設)	区分の欄のIIの1の(3)における交付率	
(8) 木造公共建築物等の整備	(略)	<u>区分の欄のIIの1の(4)における事業実施主体</u>	区分の欄のIIの1の(4)における <u>国庫</u> 交付率		(8) 木造公共建築物等の整備	(略)	(新設)	区分の欄のIIの1の(4)における交付率	
2 森林整備・林業等振興推進交付金 (1) 先進的モデル提案事業	<u>本要綱</u> に基づいて行う事業に要する経費	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事が認めるもの	(略)	(略)	2 森林整備・林業等振興推進交付金 (1) 先進的モデル提案事業	<u>実施要綱</u> に基づいて行う事業に要する経費	(新設)	(略)	(略)

別表 3

I 持続的林業確立対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
03路網整備・機能強化対策	機能強化対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	林業専用道（規格相当）復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧 調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名	箇所	m
		関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）復旧と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意 取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha —
高性能林業機械等の整備のうち	林業機械導入【造林保育型】	(略)	(略)	(略)		(略)
		広域利用林業機械	(略)	(略)		(略)
04林業機械作業システム整備	林業機械導入【素材生産型】	高性能林業機械等	(略) フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 (略)			(略) (略) 式 台 (略) (略)

別表 3

I 持続的林業確立対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
03路網整備・機能強化対策	機能強化対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)			(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)
					(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)
					(新設)	(新設) (新設) (新設)
高性能林業機械等の整備のうち	林業機械導入【造林保育型】	(略)	(略)	(略)		(略)
04林業機械作業システム整備	林業機械導入【素材生産型】	高性能林業機械等	(略) フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 (略)			(略) (略) 式 台 (略) (略)

II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 04木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設(注1)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 05木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	(略) 木質バイオマス発電施設(注2) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1：出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注2 (略)

III (略)

(削る。)

II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 04木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 05木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	(略) 木質バイオマス発電施設(注1) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

注1 (略)

III (略)

別表4 (森林整備・林業等振興整備交付金事業種目別交付率)

I 持続的林業確立対策

事業種目	交付率
------	-----

林業機械作業システム整備	<u>定額（3分の1以内）</u> <u>ただし、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ等にあつては定額（10分の4以内）、実践体制評価を受け認定されているなどの場合にあつては定額（2分の1以内）</u>
--------------	---

II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	交付率
未利用間伐材等活用機材整備	<u>定額（3分の1以内）</u> <u>ただし、林野庁長官が別に定める場合にあつては定額（2分の1以内）</u>
木質バイオマス供給施設整備	<u>定額（2分の1以内）</u> <u>ただし、林野庁長官が別に定める場合を除き、民間事業者が事業実施主体である施設並びに機械及びその附帯施設にあつては、定額（3分の1以内）</u>
木質バイオマスエネルギー利用施設整備	<u>定額（2分の1以内）</u> <u>ただし、林野庁長官が別に定める場合を除き、民間事業者が事業実施主体である施設並びに機械及びその附帯施設にあつては、定額（3分の1以内）</u>
木造公共施設整備	<u>定額（2分の1以内）</u> <u>ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）</u>

別記様式第1号-1（第5関係）

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 交付申請書

番 号

別記様式第1号-1（第4関係）

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 交付申請書

番 号

年 月 日	年 月 日
<p>農林水産大臣 殿 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5</u>の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略) (注) 1・2 (略) 3 <u>第5第2項</u>により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。 4・5 (略)</p>	<p>農林水産大臣 殿 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、<u>林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4</u>の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略) (注) 1・2 (略) 3 <u>第4第2項</u>により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。 4・5 (略)</p>
<p>様式 I-1-ア</p> <p>〇〇年度 持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策 { の内容及び経費の配分総括表 成績書 ※該当する報告書名を記載 }</p> <p>(略) (注) 1 (略) 2 <u>本要綱の別表2</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。 3・4 (略)</p>	<p>様式 I-1-ア</p> <p>〇〇年度 持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策 { の内容及び経費の配分総括表 成績書 ※該当する報告書名を記載 }</p> <p>(略) (注) 1 (略) 2 <u>実施要綱の別表1</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。 3・4 (略)</p>
<p>様式 I-1-イ</p> <p>〇〇年度 林業成長産業化地域創出モデル事業 { の内容及び経費の配分総括表 成績書 ※該当する報告書名を記載 }</p> <p>(略) (注) 1 (略) 2 <u>本要綱の別表2</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として</p>	<p>様式 I-1-イ</p> <p>〇〇年度 林業成長産業化地域創出モデル事業 { の内容及び経費の配分総括表 成績書 ※該当する報告書名を記載 }</p> <p>(略) (注) 1 (略) 2 <u>実施要綱の別表1</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数とし</p>

計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
3 (略)

様式 I - 1 の付 (1)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設 区分①～④	実施市町村名	(略)	(略)	備考
(略)					
路網整備・機能強化対策	(略)				
	林業専用道 (規格相当) 整備計				
	(略)				
	森林作業道整備計				
	(略)				
	機能強化計				
	林業専用道 (規格相当) 復旧 小計				
	関連条件整備 活動(具体名) 小計				
	林業専用道 (規格相当) 復旧計				
	(略)				

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

(略)

注：1 (略)

て計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
3 (略)

様式 I - 1 の付 (1)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設 区分①～④	実施市町村名	(略)	(略)	備考
(略)					
路網整備・機能強化対策	(略)				
	林業専用道 (規格相当) 計				
	(略)				
	森林作業道計				
	(略)				
	機能強化計 (新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
(略)					

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

(略)

注：1 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 実施内容については、<u>本要綱の別表2</u>及び要領別表1を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>※ 行については、適宜加除のこと。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 実施内容については、<u>実施要綱の別表1</u>及び要領別表1を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>※ 行については、適宜加除のこと。</p>
<p>様式I-2</p> <p>間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他参考となる事項</p> <p>(1) 事業計画書 (<u>本要綱別記1第2</u>の事業計画の担保対象施設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>様式第I-2</p> <p>間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他参考となる事項</p> <p>(1) 事業計画書 (<u>実施要綱別記1第2</u>の事業計画の担保対象施設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>様式I-4</p> <p style="text-align: center;">○○年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支精算書</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付金精算書 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>本要綱の別表2</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。</p>	<p>様式I-4</p> <p style="text-align: center;">○○年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支精算書</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付金精算書 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>実施要綱の別表1</u>のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。</p>
<p>別紙</p> <p>○○年度<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等</u>(持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※)に係る消費税仕入控除税額集計表 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>第16第2項</u>及び<u>第16第3項</u>により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>○○年度<u>林業成長産業化総合対策補助金等</u>(持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※)に係る消費税仕入控除税額集計表 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>第13第2項</u>及び<u>第13第3項</u>により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。</p> <p>3～6 (略)</p>

別記様式第1号-2 (第5関係)

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。

記

1～5 (略)

(注) 1・2 (略)

3 第5第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

4 (略)

別紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表

(略)

(注) 1 (略)

2 第16第2項及び第16第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

3～6 (略)

別記様式第1号-3 (第5関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

別記様式第1号-2 (第4関係)

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。

記

1～5 (略)

(注) 1・2 (略)

3 第4第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

4 (略)

別紙

〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表

(略)

(注) 1 (略)

2 第13第2項及び第13第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

3～6 (略)

別記様式第1号-3 (第4関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第4の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

記

記

1～5 (略)

1～5 (略)

(注) 1 本申請書は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の区分の欄に掲げる事業ごとに作成することとする。

注1: 本申請書は林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表1の区分の欄に掲げる事業ごとに作成することとする。

2 「3. 経費の配分及び負担区分」の区分欄については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。

注2: 「3. 経費の配分及び負担区分」の区分欄については、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。

3 「5 添付書類」については、定款又は寄附行為とともに、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

注3: 「5 添付書類」については、定款又は寄附行為、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、公募による事業において応募時に提出した書類で、応募時以降変更のない場合は省略できる。

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名: ICT生産管理推進対策

レーザー計測による森林資源データの解析・管理の標準化事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア <u>解析・管理の標準化検討委員会</u>	○ <u>選定委員会の構成員</u> ○ <u>開催回数及び開催時期</u> ○ <u>検討項目</u>		
イ <u>レーザ計測精度検証等調査</u>	○ <u>具体的な現地調査の内容</u> ○ <u>調査回数及び時期</u>		
ウ <u>データ解析と管理手法の標準化の検討</u>	○ <u>具体的な検討方法</u>		
エ <u>森林クラウドシステム標準仕様の改良</u>	○ <u>具体的な検討方法</u>		
オ <u>標準仕様書の作成（成果の取りまとめ）</u>	○ <u>標準仕様書の作成方法及び部数</u>		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：ICT生産管理推進対策

ICT生産管理システムの標準化事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア <u>ICT生産管理</u>	○ <u>選定委員会の構成員</u>		

	システム標準化検討委員会	○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
	イ 先進地域等の現地調査	○ 具体的な現地調査の内容 ○ 調査回数及び時期		
	ウ ICTを活用した現場作業システムの検討	○ 具体的な検討方法		
	エ システム仕様とデータ形式の標準化の検討	○ 具体的な検討方法		
	オ 標準仕様書の作成（成果の取りまとめ）	○ 標準仕様書の作成方法及び部数		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：スマート林業実践対策
(削る。)
(削る。)

1・2 (略)

(作成上の注意点) (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：革新的林業実践対策
スマート林業構築推進事業
スマート林業実践対策

1・2 (略)

(作成上の注意点) (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業への異分野の技術等の導入促進事業
(削る。)
(削る。)

1 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：革新的林業実践対策
先進的造林技術推進事業
造林分野への異分野の技術等の導入促進事業

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
1～4 (略)			
5. 過去の事業開発 支援の結果に関する調査			
6. 事業報告書の作成			

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
1～4 (略) (新設)			
(新設)			

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
エリートツリー等の原種増産技術の開発

1 (略)

2 事業の内容及び計画

① スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

②～④ (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
エリートツリー等の原種増産技術の開発

1 (略)

2 事業の内容及び計画

① スギの増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

②～④ (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1 (略)

2 事業の内容及び計画

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1 (略)

2 事業の内容及び計画

① 広域供給型モデル採種園等の整備

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

<p>①・② (略)</p>	<p>②・③ (略)</p>																								
<p>(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 機械・新技術の開発・実証</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 機械・新技術、<u>ソフトウェア等</u>の開発・実証</p> <p>1・2 (略)</p>																								
<p>(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 <u>ソフトウェア等</u>の開発・実証</p> <p>1. <u>事業の目的</u></p> <p>2. <u>事業の内容及び計画</u></p> <p>(1) <u>事業内容</u></p> <p>(2) <u>事業実施の年間スケジュール</u></p> <p>(3) <u>検討委員会の構成</u></p>	<p>(新設)</p>																								
<p>(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 新素材の開発・実証（技術開発又は技術実証）※どちらか該当するものを記載</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p> <table border="1" data-bbox="136 1294 1090 1508"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>事業内容</th> <th>実施期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 新素材等の技術開発（技術実証）や商品開発 ①～③ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	事業内容	実施期間	備考	ア 新素材等の技術開発（技術実証）や商品開発 ①～③ (略)	(略)			イ (略)	(略)			<p>(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 新素材の開発・実証（技術開発又は技術実証）※どちらか該当するものを記載</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p> <table border="1" data-bbox="1182 1294 2112 1508"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>事業内容</th> <th>実施期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>付加価値の高い新</u>素材等の技術開発（技術実証） ①～③ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	事業内容	実施期間	備考	ア <u>付加価値の高い新</u> 素材等の技術開発（技術実証） ①～③ (略)	(略)			イ (略)	(略)		
実施項目	事業内容	実施期間	備考																						
ア 新素材等の技術開発（技術実証）や商品開発 ①～③ (略)	(略)																								
イ (略)	(略)																								
実施項目	事業内容	実施期間	備考																						
ア <u>付加価値の高い新</u> 素材等の技術開発（技術実証） ①～③ (略)	(略)																								
イ (略)	(略)																								

<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：戦略的技術開発・実証事業 先進的林業機械の実証</p> <p>1. 事業の目的</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>(2) 事業実施の年間計画</p> <p>(3) 検討委員会の構成</p>	<p>(新設)</p>												
<p>(削る。)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 現場技能者キャリアアップ対策 (ア) キャリアアップ対策</p> <p>1. 事業の目的</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p> <p>(1) キャリアアップ対策</p> <table border="1" data-bbox="1122 1150 2074 1402"> <thead> <tr> <th>研修種別</th> <th>実施機関 (箇所)</th> <th>研修日程</th> <th>研修生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場管理責任者 (FL) 研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統括現場管理責任者 (FM) 研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 安全指導</p>	研修種別	実施機関 (箇所)	研修日程	研修生数	現場管理責任者 (FL) 研修				統括現場管理責任者 (FM) 研修			
研修種別	実施機関 (箇所)	研修日程	研修生数										
現場管理責任者 (FL) 研修													
統括現場管理責任者 (FM) 研修													

種別	指導員数	指導回数
林業事業体への安全巡回指導		

(3) 事業推進委員会

ア 事業推進委員会の構成

氏名	所属・職名

イ 事業推進委員会の開催

開催回数	審議内容等

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

現場技能者キャリアアップ対策

(イ) 技能評価試験の構築

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 技能評価試験の試行的運用

実施地域又は場所	試験日数	受験生数

(2) 評価者研修

実施地域又は場所	実施時期及び日数	研修生数

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
森林プランナー育成対策

- 1. 事業の目的
- 2. 事業の内容及び計画

(1) 企画運営委員会の開催等

開催回数、項目	構成員及び所属、内容	備考

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

ア 地域における研修拠点づくり（研修受入事業者の実践体制評価）

（ア） 実践体制評価委員会の設置

開催回数	構成員及び所属	備考

（イ） 実践体制評価の実施

都道府県名	地域名	事業者名	備考

イ 専門的技能能力研修の実施

開催場所	開催時期	参加人数	備考

(3) 森林経営プランナー育成研修等の実施

ア 森林経営プランナー育成研修の実施

開催場所	開催時期	参加人数	備考

イ 個別課題指導（専門家派遣）の実施

地域名	派遣回数	派遣専門家所属及び氏名	指導を受けた事業者及び人数（うち認定森林施業プランナー数及び森林経営プランナー数）	備考

事業名：現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

林業労働安全推進対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

<u>区分</u>	<u>実施内容</u>
<u>林業労働安全活動促進事業</u>	
<u>林業労働災害撲滅推進事業</u>	
① <u>林業労働災害撲滅普及資材の作成</u>	
② <u>林業労働災害撲滅キャンペーンの実施</u>	
<u>林業労働災害撲滅研修の実施</u>	

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
都市における木材需要の拡大

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
都市の木造化促進総合対策事業
都市における木材需要の拡大

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 都市の木材利用促進総合対策事業
 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発

1・2 (略)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
 都市の木造化促進総合対策事業
 大径化した原木等を活かした利用の拡大

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 都市の木材利用促進総合対策事業
 顔の見える木材での快適空間づくり事業

1・2 (略)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
 都市の木造化促進総合対策事業
 顔の見える木材での快適空間づくり事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 都市の木材利用促進総合対策事業
強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 募集・選定方法 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 実証に係る建築	<input type="checkbox"/> 実証内容		

費及び技術開発費の助成	○ 実証方法 ○ 分析方法		
ウ 大学等と連携した技術の普及	○ 実施回数及び実施時期 ○ 実施内容		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLT建築物等の設計者等育成

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLT建築物等の設計者等育成

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙) (新設)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
マーケットインによる安定供給体制強化促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 地域協議会等の 募集・選定	○ 募集 ○ 選定委員会の開催 ○ 選定		
イ 地域協議会等への 助成	○ 各地域協議会等への助成		
ウ 地域協議会等への 指導等	○ 助成金交付等に関する 規程の作成 ○ 事業管理		
エ 地域協議会等の 成果の普及	○ 成果報告会等の開催 ○ 成果のとりまとめ		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材産業・木造建築活性化対策

生産流通構造改革促進事業

低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア フォーラムの選定	<input type="checkbox"/> 選定委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 募集・選定方法 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ フォーラムへの助成	<input type="checkbox"/> 各フォーラムへの助成費 <input type="checkbox"/> 助成金交付等に関する規程の作成 <input type="checkbox"/> 助成の具体的なスケジュール		
ウ フォーラムへの指導等	<input type="checkbox"/> コーディネーターの研修・派遣の実施方法 <input type="checkbox"/> 経営診断の実施方法 <input type="checkbox"/> サプライチェーンに関する調査の方法		
エ 木材SCM支援システムの整備等	<input type="checkbox"/> 開発委員会の構成員 <input type="checkbox"/> データベースの改良・運用の内容 <input type="checkbox"/> 整備等の具体的なスケジュール		
オ フォーラムの成果普及	<input type="checkbox"/> 成果報告会等の開催 <input type="checkbox"/> 成果のとりまとめ		
カ 需給情報の収集・共有	<input type="checkbox"/> 需給情報収集検討委員会の開催及び成果の共有		

(別記様式第1号-3-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
 木材加工設備導入等利子助成

事業名：木材産業・木造建築活性化対策
生産流通構造改革促進事業
 木材加工設備導入等利子助成

1・2 (略)	1・2 (略)								
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>建築用木材供給・利用強化対策</u> <u>建築用木材供給強化促進事業</u> 木材加工設備等リース導入支援</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>木材産業・木造建築活性化対策</u> <u>生産流通構造改革促進事業</u> 木材加工設備等リース導入支援</p>								
1・2 (略)	1・2 (略)								
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>建築用木材供給・利用強化対策</u> <u>建築用木材供給強化促進事業</u> 森林認証材の需要拡大</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>木材産業・木造建築活性化対策</u> <u>生産流通構造改革促進事業</u> 森林認証材の需要拡大</p>								
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>木材需要の創出・輸出力強化対策</u> <u>非住宅建築物等木材利用促進事業</u> <u>木の建築物の効果検証・発信</u></p> <p>1. 事業の目的</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p> <table border="1" data-bbox="76 1348 1041 1508"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>事業内容</th> <th>実施期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 検討委員会の設置・運営</td> <td>○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	事業内容	実施期間	備考	ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期			<p>(新設)</p>
実施項目	事業内容	実施期間	備考						
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期								

	<input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 内外装の木質化等の効果実証	<input type="checkbox"/> 実証事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 <input type="checkbox"/> 実証の取組 <input type="checkbox"/> 支援内容 <input type="checkbox"/> 具体的スケジュール		
ウ 情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化	<input type="checkbox"/> 具体的な情報収集・整理・分析方法等		
エ 普及資料の作成・発信及び報告書の作成	<input type="checkbox"/> 普及資料の作成、作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法 <input type="checkbox"/> 報告書作成部数		

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 簡易な構造物等の木造化・木質化促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期		

	○ 検討項目		
イ 簡易な構造物等への木材利用に係る調査・分析及び標準モデルの提案	○ 具体的な調査・分析・提案方法等		
ウ 普及資料の作成・発信及び報告書の作成	○ 普及資料の作成、作成部数 ○ 普及方法 ○ 報告書作成部数		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
非住宅建築物等木材利用促進事業
地域における非住宅木造建築物整備推進

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
優良事例の横展開体制整備支援

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア・イ (略)	(略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
優良事例の横展開体制整備支援

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア・イ (略)	(略)		

ウ 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用	(略)		
エ (略)	(略)		

ウ 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの検討・構築の実施	(略)		
エ (略)	(略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
木質バイオマス利用促進調査支援

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
木質バイオマス利用促進調査支援

1 (略)

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

2. 事業の内容及び計画

(1) (略)

(1) (略)

(2) 木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査

(2) 熱利用推進エンジニアリング構築調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ <u>大気汚染防止法第16条に基づくばい煙測定記録等を活用した、現在のボイラー導入状況の分析及び導入可能性の調査</u>	(略)		
ウ <u>国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている</u>	(略)		

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ <u>木質バイオマス熱利用を効率的に計画・設計・施工した事例の調査、適切な運用ノウハウ等の収集・分析・整理等の実施</u>	(略)		
ウ <u>木質バイオマスエネルギーの熱利用推進に資する人材を育成するために必要な</u>	(略)		

等、運用難となつて いる等の事例につい ての原因検証			
エ (略)	(略)		

(3) 蒸気ボイラー導入促進調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ 産業用熱利用の拡 大を図っていく上で の課題と対策につい て調査検討の実施	(略)		
(削る。)	(削る。)		
ウ (略)	(略)		

(削る。)

マニュアルや人材育 成プログラム作成の 実施			
エ (略)	(略)		

(3) 木質バス燃料利用環境評価・効率化調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ 木質バイオマスを 発電・熱・熱電併給 で利用した際の石油 代替効果や日本にお けるポテンシャル等 の調査・分析・整理 等の実施	(略)		
ウ 木質バイオマスを 利用した際の環境効 果を算出可能なマニ ュアルの作成	○ 具体的なマニュアルの 作成方法 ○ 具体的なスケジュール		
エ (略)	(略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「クリーンウッド」普及促進事業
木材関連事業者登録の推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 木材関連事業者の登録の促進	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		
イ 登録件数の増加実績、優良事例等を取りまとめた成果報告書の作成	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 成果の普及方法		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 「クリーンウッド」普及促進事業
 協議会による普及啓発活動

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		
イ 合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容		

	○ 実施回数		
ウ 合法伐採木材の利用 促進に向けた課題と改 善策をまとめた事業報 告書の作成	○ 実施目的 ○ 主な内容 ○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(1) 木材製品輸出産地 育成 木材製品輸出産地 育成に係る経費 ① 木材輸出産地の 募集・選定 ② 選定した木材輸 出産地への支援 ③ 成果報告会の開 催、成果の公表及 び報告書の作成			
(2) 企業連携型木材製			

<p>品輸出促進 <u>企業連携型木材製品輸出促進に係る経費</u> ① <u>企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定</u> ② <u>選定したモデル・実証的な取組への支援</u> ③ <u>成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成</u></p> <p>(3) <u>国内外における木造技術講習</u> <u>国内外における木造技術講習に係る経費</u> ① <u>海外における木造軸組構法技術講習会の開催</u> ② <u>国内における木造技術研修会の開催</u></p>				
(別記様式第1号-3-別紙)				(新設)
<p>事業名：<u>木材需要の創出・輸出力強化対策</u> <u>クリーンウッド普及促進事業</u></p>				

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) 木材関連事業者の登録の促進に係る経費			
① 事業実施のための運営委員会の開催	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		
② 登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		
(2) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		
(3) 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数		

(4) 事業報告書の作成	<input type="checkbox"/> 実施目的		
	<input type="checkbox"/> 主な内容		
	<input type="checkbox"/> 作成部数		
	<input type="checkbox"/> 成果の普及方法		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業
木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

<u>実施項目</u>	<u>事業内容</u>	<u>実施期間</u>	<u>備考</u>
ア <u>民間企業ネットワークの構築・運営</u>	<input type="checkbox"/> <u>民間企業ネットワークの構成</u> <input type="checkbox"/> <u>民間企業ネットワークの下に設置する分科会の構成</u> <input type="checkbox"/> <u>具体的な検討内容</u>		
イ <u>非住宅建築物等における木材利用に係る情報収集・分析</u>	<input type="checkbox"/> <u>具体的な情報収集・分析方法</u>		
ウ <u>普及資料の作成・発信及び報告書の作成</u>	<input type="checkbox"/> <u>普及資料の作成・公表・普及方法</u> <input type="checkbox"/> <u>報告書作成部数</u>		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

内装木質化等促進のための環境整備に向けた取組支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none">○ 検討委員会の構成員○ 開催回数及び開催時期○ 検討項目○ 成果のとりまとめ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 内装木質化等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none">○ 実証事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等○ 実証の取組○ 支援内容○ 具体的スケジュール		
ウ 普及資料の作成・成果の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 普及資料の作成、作成部数○ 普及方法		
エ 報告書の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書作成部数		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 優れた地域材製品等の顕彰制度

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 顕彰運営	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 具体的方法		
イ 情報発信	<input type="checkbox"/> 発信媒体 <input type="checkbox"/> 具体的方法		

(2) 木材利用の良さや意義を伝える普及啓発

実施項目	事業内容	実施期間	備考
木材利用の良さや意義を伝える普及啓発	<input type="checkbox"/> 実施体制		
ア デジタル技術を活用した情報発信等 ① コンテンツの制作、動画広告等の発信、効果の測定・分析等	<input type="checkbox"/> 具体的内容 <input type="checkbox"/> 発信方法		

② イベント開催	○ 具体的内容		
イ 普及啓発活動 ウェブサイト、各種展示会等での木材利用の普及啓発	○ 具体的内容 ○ 発信方法		

(3) 職場を含む様々な場面での木育活動

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 団体間連携	○ 想定する連携団体等 ○ 具体的方法		
イ 木育活動の実践及び木育効果分析 ① 木育活動実践支援 ② 木育効果分析	○ 想定する地域 ○ 具体的内容 ○ 想定する聞き取り対象 ○ 想定する内容		

(4) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地域材製品開発等	○ 実施体制 ○ 想定する連携団体等 (福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、		

	<u>地域関係者等</u>		
ア <u>優れた地域材製品の開発</u>	<input type="radio"/> 具体的内容 <input type="radio"/> <u>障害者等の活躍の場創出等の工夫</u>		
イ <u>情報発信</u>	<input type="radio"/> 具体的内容		

(別記様式第1号-3-別紙)	(別記様式第1号-3-別紙)
事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 広葉樹を活用した成長産業化支援対策 1・2 (略)	事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 広葉樹を活用した成長産業化支援対策 1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)	(新設)								
事業名： <u>「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 経営モデル実証事業</u>									
1. <u>事業の目的</u>									
2. <u>事業の内容及び計画</u>									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>実証事業を行う共同体への助成</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施内容	ア <u>有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施</u>		イ <u>実証事業を行う共同体への助成</u>		ウ <u>実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施</u>		
実施項目	実施内容								
ア <u>有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施</u>									
イ <u>実証事業を行う共同体への助成</u>									
ウ <u>実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施</u>									

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

「新しい林業」経営支援事業

森林プランナー育成対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 企画運営委員会の開催等

構成員(所属及び専門分野)	開催回数、 スケジュール	内容等	備考

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

ア 新規課題対応型研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数(うち認定森 林施業プランナー数)	備考

イ 提案型集約化施業一般研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数	備考

ウ 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価(実践体制評価)の実施

(ア) 実践体制評価委員会の開催

構成員(所属及び専門分野)	開催回数、 スケジュール	内容等	備考

(イ) 実践体制評価の実施

審査者(所属及び専門分野)	実施回数、 スケジュール	内容等	備考

--	--	--	--

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数（うち認定森林施業プランナー数）	備考

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
林業労働安全強化対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

区分	実施内容
林業労働安全活動促進事業	
林業労働災害撲滅研修事業	
① 林業労働災害撲滅研修事業	
② かかり木作業技術テキスト作成事業	
林業・木材産業全国作業安全運動促進事業	

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

国民参加の植樹等の推進

国民参加による植樹等の推進対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア サポート体制構築事業の実施	○ <u>地域協議会等の公募・選定</u>		
	○ <u>地域協議会等への指導・助言</u>		
イ 企業・NPO等の森林づくりに係るネットワークの構築	○ <u>企業・NPO等の森林づくりに係る情報発信</u>		
	○ <u>地域間の連携に向けた情報共有</u>		
	○ <u>シンポジウム等の開催</u>		

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

国民参加の植樹等の推進

全国規模の緑化運動の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催

実施項目	事業内容	実施期間	備考
「全国植樹祭」等の事業名を記載	○ <u>開催の時期</u>		
	○ <u>開催の場所</u>		
	○ <u>具体的な内容 等</u>		

(2) 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施

実施項目	事業内容	実施期間	備考
全国規模の緑化	○ <u>実施の目的</u>		

行事の効果的な 実施に資する、 民間企業、NPO、 緑の少年団等と の連携促進・活 動の活性化に向 けた取組	<input type="checkbox"/> 具体的な内容 等		
--	-----------------------------------	--	--

(別記様式第1号-3-別紙)

(新設)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

国民参加の植樹等の推進

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 「森林サー ビス産業」モ デル事業の実 施	<input type="checkbox"/> モデル事業地域の公募・選定 <input type="checkbox"/> 各モデル事業地域への支援 <input type="checkbox"/> 各モデル事業地域におけるワーク ショップ等の開催		
イ 森林空間利 用に係る新産 業創出に向け た課題解決型 研修会の実施	<input type="checkbox"/> 研修会実施地域の公募・選定 <input type="checkbox"/> 研修会の実施		
ウ 課題共有・ 解決のための 効果分析・情 報発信	<input type="checkbox"/> 検討委員会の設置 <input type="checkbox"/> 現地調査の実施 <input type="checkbox"/> シンポジウム等の開催 <input type="checkbox"/> 事業報告書の作成等		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
「木づかい運動」の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 優れた地域材製品等の顕彰事業

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 顕彰運営	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 具体的内容		
イ 顕彰の充実 化及び成果の 展開	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		
① アドバイ ザー制度の 運営	<input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		
② 異業種間 の連携促進	<input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		
ウ 情報発信	<input type="checkbox"/> 発信媒体 <input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		

(2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 建築物の木 造・木質化等 の機運醸成	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 具体的方法		
① シンポジ ウム開催	<input type="checkbox"/> 発信媒体及び具体的方法		
② 各種メデ ィアによる 広報			
イ 身近な木材 利用等の普及 啓発	<input type="checkbox"/> 実施体制		

<p>(ア) デジタル 技術を活用 した情報発 信</p> <p>① コンテ ンツの制 作、動画 広告等の 発信、効 果の測定 ・分析等</p> <p>② イベン ト開催</p>	<p>○ 具体的内容</p> <p>○ 発信方法</p> <p>○ 具体的内容</p>		
<p>(イ) 選択的購 入に資する 製品の付加 価値情報の 掲載</p> <p>① 情報発 信の内容 と方法・ 仕組み・ 展開の検 討</p> <p>② モデル 的な運用</p>	<p>○ 想定する具体的内容</p> <p>○ 想定する情報掲載の方法</p> <p>○ 想定する具体的内容</p>		
<p>(ウ) ウェブサ イト、展示 会等による 普及啓発活 動</p>	<p>○ 具体的内容</p> <p>○ 発信方法</p>		
<p>ウ 職場を含む 様々な場面で の木育活動</p>	<p>○ 実施体制</p>		
<p>(ア) 団体間連 携</p>	<p>○ 想定する連携団体等</p> <p>○ 具体的方法</p>		
<p>(イ) 木育活動 の実践及び</p>			

木育効果分析			
① 木育活動実践支援	<input type="checkbox"/> 想定する地域		
	<input type="checkbox"/> 具体的内容		
② 木育効果分析	<input type="checkbox"/> 想定する聞き取り対象		
	<input type="checkbox"/> 想定する質問内容		

(3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地域材製品開発等	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 想定する連携団体等 (福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、地域関係者等)		
ア 優れた地域材製品の開発	<input type="checkbox"/> 具体的内容 <input type="checkbox"/> 想定する開発予定の木製品の種類 <input type="checkbox"/> 障害者等の活躍の場創出等の工夫		
イ 情報発信	<input type="checkbox"/> 具体的内容 <input type="checkbox"/> 発信方法		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業 (略)

3. 経費の配分及び負担区分

(略)

(注) 1. 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

3. 経費の配分及び負担区分

(略)

(注) 1. 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること

(新設)

- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

2. (略)

(削る。)

2. (略)

4. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	備考
国庫補助金		
補助事業者負担金		
その他負担		
合計		

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	経費の内訳 (積算基礎)
合計		

(注) 別表1の経費の欄に掲げる事業ごとに記載すること

別記様式第2号 (第9及び第28関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

別記様式第2号 (第8、第26関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

別記様式第3号-1 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号

別記様式第3号-1 (第10関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、申請する。

記(注2)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第3号-2 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記(注2)

年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第10の規定に基づき、申請する。

記(注2)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

別記様式第3号-2 (第10関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記(注2)

<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) <u>添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別記様式第4号-1 (第13関係)</p> <p>〇〇年度 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13</u>の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) <u>記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>別記様式第4号-1 (第12関係)</p> <p>〇〇年度 <u>林業成長産業化総合対策補助金等</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、<u>林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12</u>の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別記様式第4号-2 (第13関係)</p> <p>〇〇年度 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書</p>	<p>別記様式第4号-2 (第12関係)</p> <p>〇〇年度 <u>林業成長産業化総合対策補助金等</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書</p>

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1・2（略）
（注1）・（注2）（略）
（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号-1（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、森林

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1・2（略）
（注1）・（注2）（略）
（新設）

別記様式第5号-1（第13関係）

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、林業

<p>・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>	<p>成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第5号-2（第14関係）</p> <p>〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等 （〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代 表 者 氏 名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p><u>3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>別記様式第5号-2（第13関係）</p> <p>〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等 （〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代 表 者 氏 名</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1・2 (略) (新設)</p>
<p>別記様式第6号-1（第15関係）</p> <p>〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等 （〇〇〇〇〇〇〇〇事業）概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p>別記様式第6号-1（第14関係）</p> <p>〇〇年度第〇四半期 林業成長産業化総合対策補助金等 （〇〇〇〇〇〇〇〇事業）概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	金額	金額	〇月〇日 現在の 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 (略)

2 第14第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	金額	金額	〇月〇日 現在の 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 (略)

2 第13第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

(新設)

その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号-2 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の 予定出来高	金額	〇月〇日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

別記様式第6号-2 (第14関係)

〇〇年度第〇四半期 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の 出来高	金額	〇月〇日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 (略)
 2 第14第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号-1 (第16第1項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。
 また、併せて精算額として森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

1・2 (略)

(注) 1 (略)
 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 (略)
 2 第13第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 (新設)

別記様式第7号-1 (第15第1項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。
 また、併せて精算額として林業成長産業化総合対策補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

1・2 (略)

(注) 1 (略)
 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等

以外が含まれる場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

以外が含まれる場合には、別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第7号-2 (第16第1項関係)

別記様式第7号-2 (第15第1項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。)

(また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。)

記

記

1～6 (略)

1～6 (略)

注1～注4 (略)

注1～注4 (略)

1～3 (略)

1～3 (略)

4. 収支精算
(1)・(2) (略)
(削る。)

4. 収支精算
(1)・(2) (略)
(3) 国庫補助金精算

区分	交付 決定額	精算 事業費	補 助 率	精算国庫 補助金額	受領済国庫 補助金額	国庫補助金 未受領額 (返還額)
----	-----------	-----------	-------------	--------------	---------------	------------------------

	円	円	円	円	円
合 計					

別記様式第8号-1 (第16第3項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～4 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※)に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表」

別記様式第8号-1 (第15第3項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた林業成長産業化総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、林業成長産業化総合対策補助金等交付等要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～4 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等(持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※)に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等(先進的造林技術推進事業)に係る消費税仕入控除税額集計表」

(2)～(5) (略)

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5・6 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」（略）

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(2)～(5) (略)

(新設)

5・6 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度林業成長産業化総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」

(略)

(新設)

別記様式第8号-2 (第16第3項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

別記様式第8号-2 (第15第3項関係)

〇〇年度 林業成長産業化総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった林業成長産業化総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記	記
<p>1～6 (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p> <p>注4 <u>記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>1～6 (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別記様式第9号 (第25関係)</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第9号 (第23関係)</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第10号 (第26関係)</p> <p>〇〇年度 農林水産省所管</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 補 助 金 等 調 書</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第10号 (第24関係)</p> <p>〇〇年度 農林水産省所管</p> <p style="text-align: center;">〇 〇 補 助 金 等 調 書</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第11号 (第28関係)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第11号 (第26関係)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>(略)</p>

附 則

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。